

制 定 平成 29 年 4 月

教育委員会所管の学校の職員の配偶者同行休業に関する要綱

第 1 配偶者同行休業の承認関係（条例第 2 条）

- 1 教育長は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 26 条の 6 の趣旨を踏まえ、できる限り承認するよう努めるものとする。
- 2 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成 27 年大阪市条例第 25 号。以下「条例」という。）第 2 条の「公務の運営」の支障の有無の判断に当たっては、配偶者同行休業の申請に係る期間について、当該請求をした教育委員会所管の学校の職員（以下、「職員」という。）の業務内容及び業務量、業務分担の変更、代替職員の採用等当該申請をした職員の業務を処理するための措置の可否等を総合的に勘案して行うものとする。
- 3 承認にあたっては、別紙 1「教育委員会所管の学校の職員の配偶者同行休業の承認基準」によるものとする。

第 2 配偶者同行休業の期間関係（条例第 3 条）

配偶者同行休業をするために必要な最低限の準備期間として、配偶者同行休業又は職務復帰のために転居する期間等を配偶者同行休業の期間に加えても差し支えない。なお、この場合においても、条例第 3 条に規定する休業の期間の範囲内とする。

第 3 配偶者同行休業の申請手続関係（条例第 5 条、第 6 条）

- 1 配偶者同行休業の承認の申請は、別紙 2「配偶者同行休業承認申請書」により、配偶者同行休業を始めようとする日の 1 月前までに行うものとする。
- 2 教育長は、配偶者同行休業の承認の申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。
- 3 配偶者同行休業の期間の延長の申請についても上記手続を準用する。

第 4 配偶者同行休業の承認の取消関係（条例第 7 条、第 8 条）

- 1 法第 26 条の 6 第 6 項の規定により配偶者同行休業の承認を取消す場合には、当該配偶者同行休業をしている職員にその旨を記載した承認書等を交付するものとする。この場合の承認書等については、第 5 の（3）による。
- 2 条例第 8 条の規定により届出が必要な場合には、配偶者同行休業をしている職員は、別紙 3「配偶者同行休業に係る状況変更届」により、校長又は園長を通じて教育委員会に届け出なければならない。

第 5 配偶者同行休業承認書等関係

教育長は、次に掲げる場合には、職員に対して、別紙承認書等を交付しなければならない。

- (1) 職員の配偶者同行休業を承認する場合（様式1）
- (2) 職員の配偶者同行休業の期間の延長を承認する場合（様式2）
- (3) 配偶者同行休業を承認しない場合（様式3）
- (4) 配偶者同行休業の承認を取消した場合（様式4）

第6 その他

この要綱に定めるもののほか、配偶者同行休業に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

（規程等の廃止）

2 次に掲げる規程等は、廃止する。

- (1) 教職員の配偶者同行休業に関する事務取扱要領
- (2) 市費教員の配偶者同行休業に関する事務取扱要領
- (3) 職員の配偶者同行休業に関する事務取扱要領

教育委員会所管の学校の職員の配偶者同行休業の承認基準

教育委員会所管の学校の職員（以下、「職員」という。）から配偶者同行休業の請求があつた場合において、公務の運営に支障がないと認められ、かつ、次に掲げる要件の全てを満たす場合に承認することとする。

- 1 職員として2年以上職務に従事していること
- 2 配偶者同行休業開始日前2年間において、病気休暇、病気休職又は起訴休職を理由として1年以上職務に従事しない期間がないこと
- 3 職務復帰後一定期間（5年）の在職期間が見込まれ、かつ職務復帰後に継続して勤務する意思があること
- 4 再度の配偶者同行休業の場合にあっては、前回の配偶者同行休業から一定期間（5年）の在職期間があること
- 5 直近の連続した2回の人事評価について、相対評価結果が『第三区分』以上若しくは二次評価結果が『3以上』又は勤務成績が『良好』以上であること

(別紙2)

配偶者同行休業承認申請書

教 育 長 様		申 請 年 月 日	年 月 日
		申請者学校園名	-----
		職 種	-----
下記のとおり		氏 名	----- 印
<input type="checkbox"/> 配偶者同行休業（1及び2に記入） <input type="checkbox"/> 期間の延長（1及び3に記入）を申請します。			
1 配偶者同行休業の内容	外 国 で の 勤 務 等	配偶者の外国での勤務先名称（所在地）	〔 〕
	外 国 で の 勤 務 等	外国での勤務期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
	外 国 の 大 学 等 で の 修 学	大学の名称（所在地）	〔 〕
	外 国 の 大 学 等 で の 修 学	課程（修業年限）	（ ）
	修学の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
2 申請期間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
3 延長の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
既に配偶者同行休業をしている期間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
4 備考			

(注) ① この申請書には、次の内容が確認できる書類を添付すること。

- ア 配偶者の外国での勤務等の期間又は外国の大学等での修学内容及び期間
- イ アの内容に関する照会先
- ② 「4 備考」欄には、教職員及び配偶者の外国滞在中の住所（居所）、以前に配偶者同行休業をしている場合における当該配偶者同行休業の内容（外国での勤務等又は外国の大学等での修学の別、休業期間）、配偶者同行休業の期間を延長する場合における当該配偶者同行休業の期間の延長を申請する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入する。
- ③ 該当する□にはレ印を記入すること。

配偶者同行休業に係る状況変更届

年 月 日

教 育 長 様

届出者 学校園名

職 種

氏 名 印

次のとおり配偶者同行休業に係る状況について変更が生じたので届け出ます。

1 届出の事由

- 休業に係る配偶者が死亡した
- 休業に係る配偶者が配偶者でなくなった
- 配偶者と生活を共にしなくなった
- 配偶者が外国に滞在しないこととなった
- 転職等により配偶者の外国滞在事由が変更になり、新たな外国滞在事由が六月未満となった
- 労働基準法第65条第1項又は第2項の規定により就業しなくなった
- その他()

2 届出の事由が発生した日

年 月 日

(様式1)

配偶者同行休業承認書			
年	月	日	から
年	月	日	まで
配偶者同行休業を承認する			
年	月	日	
教 育 長 名			

(様式2)

配偶者同行休業期間変更通知書			
年	月	日	まで
配偶者同行休業の期間を			
延長することを承認する			
年	月	日	
教 育 長 名			

(様式3)

配偶者同行休業不承認通知書			
年	月	日	まで
配偶者同行休業			
期間の延長			
日付けで申請のあった			
については下記の事由により承認できません。			
記			
不承認の事由			
年	月	日	
教 育 長 名			

(様式4)

配偶者同行休業期間変更通知書

氏 名

配偶者同行休業については 年 月 日をもって
終了する

年 月 日

教 育 長 名